

## 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

### 第一 個人識別情報の定義の修正

個人識別情報とは指紋又は写真をいうものとし、法務省令への委任を削除すること。（第六条第三項関係）

### 第二 退去強制事由の認定に関する修正

退去強制事由として、公衆等脅迫目的の犯罪行為等を行う「おそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」として法務大臣が認定する者とあるのを、「おそれがあると明らかに認められる者」として法務大臣が認定する者と改めること。（第二十四条第三号の二関係）

### 第三 個人識別情報の取扱い等に関する修正

#### 一 外国入国管理当局に対する情報提供

上陸審査時に提供された個人識別情報及び上陸審査手続を簡素化・迅速化する措置のために提供された個人識別情報については、上陸拒否事由に該当し、その事由が次回の上陸の申請の時まで継続することが見込まれる外国人に係るものを除き、外国入国管理当局に対し提供してはならないものとする。

(第六十一条の九第一項関係)

二 個人識別情報の利用制限、消去等

1 上陸審査時に提供された個人識別情報及び上陸審査手続を簡素化・迅速化する措置のために提供された個人識別情報については、本法に定める事務の処理以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとする。 (第六十一条の十第一項関係)

2 外国人が出国したとき又は永住許可若しくは特別永住許可を受けたときは、直ちに、当該外国人に係る個人識別情報を消去しなければならないものとする。 (第六十一条の十第二項関係)

3 上陸審査手続を簡素化・迅速化する措置に係る登録が効力を失ったときは、直ちに、当該登録に係る個人識別情報を消去しなければならないものとする。 (第六十一条の十第三項関係)

4 1から3までは、上陸拒否事由に該当し、その事由が次回の上陸の申請の時まで継続することが見込まれる外国人に係る個人識別情報については、適用しないものとする。 (第六十一条の十第四

項関係)

三 個人識別情報の提供の特例

上陸審査時に個人識別情報の提供を免除される者に永住者を追加すること。（第六条第三項第一号関係）

第四 指紋に係る規定の適用の特例に関する修正

一 別に法律で定める日までの間、上陸審査時に提供する個人識別情報には、指紋を含まないものとする  
こと。（改正法附則第二条第一項関係）

二 一の別に法律で定める日を定めるに当たっては、改正後の本法の施行の状況を踏まえるとともに、個人を識別するために指紋を用いることに関する国際社会の理解の状況、これを外国人の出入国の管理に用いることが国際的なテロリズム等の犯罪の未然防止に果たす役割及びその国際的な動向等を勘案するものとする。（改正法附則第二条第二項関係）

第五 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。